

(裏)

現況の欄等の記載については、次に掲げるとおりとする。

- 1 「正常」 点の記等により金属標が正常と判断されるもの
- 2 「異状」 次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1)「亡失」 金属標がなくなっていることを確認したもの
または、金属標はあるが、その位置が測量成果の標示する位置と異なっていることが点の記等で明らかであるもの（この場合には、備考欄に「成果異状」と記載する。）
 - (2)「不明」 金属標が発見できず、亡失していることが確認できないもの
 - (3)「傾斜」 金属標が傾斜しているため、復旧が必要と判断されるもの
 - (4)「要移転」 金属標は正常であるが、現状のままでは将来における保存の継続が見込まれず、移転が必要と判断されるもの
 - (5)「埋没」 金属標が地中に埋没しており、高上又は保護策が必要と判断されるもの
 - (6)「露出」 金属標が著しく露出しており、低下又は保護策が必要と判断されるもの
 - (7)「金属標き損」 金属標がき損しているため、補修が必要と判断されるもの
- 3 「要安全処置」 街区基準点が車道内、歩道内その他車輛、人の通行が煩雑なところにあり、事故のおそれ等がある場合は、備考欄